

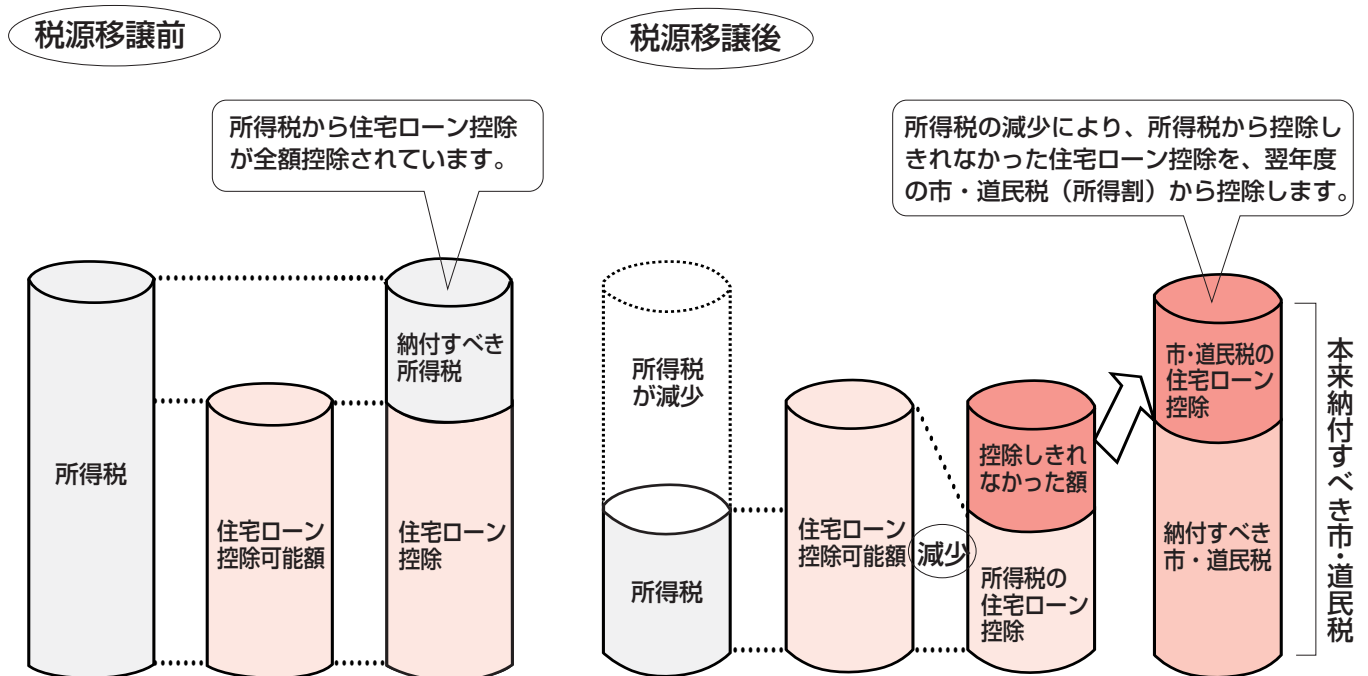
# 申告は忘れずに！

## 市・道民税の住宅ローン控除

平成19年に実施された税源移譲に伴う所得税の減少により、これまで所得税から控除できていた住宅ローン控除が減ってしまう場合があります。

このため、その減ってしまった控除を平成20年度以降の市・道民税（所得割）から控除できるようになりました。

なお、この制度の適用を受けるには、毎年申告が必要です。



### ●対象年度

平成20年度から平成28年度までの市・道民税

### ●対象

次の要件すべてに該当する方

- ①平成11年から平成18年末までに入居した方
- ②すでに所得税の住宅ローン控除を受けている方
- ③税源移譲による所得税の減少で、所得税から控除できていた住宅ローン控除が減った方

※給与所得者で年末調整を終えている方は、平成19年分給与所得の源泉徴収票の『源泉徴収税額』欄が0で、摘要欄の『住宅借入金等特別控除可能額』の金額が『住宅借入金特別控除の額』欄の金額より大きい場合、市・道民税の住宅ローン控除の対象となります。

### ●申告方法

次のアまたはイにより、印鑑を持参の上、毎年3月15日（平成20年は3月17日(月)）までに『市町村民税・道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書』を提出してください（申告書用紙は市役所と税務署にあります）。

#### ア. 確定申告をしない方（年末調整のみの方）

給与所得の源泉徴収票を添付の上、その年の1月1日現在の住所地の市町村に申告

※平成20年の申告は1月7日(月)から市役所で受け付けます。

#### イ. 確定申告をする方

確定申告書とともに、税務署または市役所に申告